

京都市国民健康保険 重複多受診者世帯等訪問指導事業について（協力依頼）

令和8年6月15日

一般社団法人 京都府薬剤師会
薬局業務ワーキンググループ

標記につきまして、京都市より一般社団法人京都府薬剤師会が一部委託を受けまして事業を行っております。

内容を下記にお示しいたします。つきましては、何卒ご協力を頂戴できますようお願い申し上げます。

記

1 事業の趣旨・目的

国民健康保険被保険者（京都市在住）の健康の保持・増進及び医療費の適正化という観点から、重複服薬の解消を行う。

2 方法・手順

①多重受診の状況にある被保険者世帯を保健師が訪問し、必要な保健指導を行う。

・京都市が設定した重複服薬者の抽出基準に基づいて、京都府薬剤師会が要通知及び要訪問対象患者の選定を行い、京都市より国民健康保険被保険者（京都市在住）に通知が送付される。



・選定された患者宅を保健師が訪問し、必要な保健指導を行う。

②市民が安心して薬物治療を受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ薬局・薬剤師により服薬情報の医学的・薬学管理等を行う。

・京都市が設定した重複服薬者の抽出基準に基づいて、京都府薬剤師会が要通知及び要訪問対象患者の選定を行い、京都市より国民健康保険被保険者（京都市在住）に通知が送付される。



・患者は自己の判断に基づき、「服薬情報のお知らせ」をもとに医療機関または薬局に相談に行く。

・薬局に相談があった患者については、薬局薬剤師が適切な薬学管理指導等を行う。

3 被保険者（患者）への、「服薬情報のお知らせ」文書は京都府薬剤師会ホームページに掲載しております。参照下さいませ。

4 本事業開始及び終了時期：令和8年5月～令和9年2月頃